

答申第25号

平成29年2月21日

千葉市長 熊谷俊人様

千葉市情報公開・個人情報保護審議会
会長 稲垣 総一 郎



個人情報に関する重要事項について（答申）

平成29年1月18日付け28千保険第3668号による諮問について、下記のとおり答申します。

記

1 諮問事項

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第27条第1項に基づく特定個人情報保護評価（国民健康保険に関する事務）について

2 諮問に対する意見

番号法、特定個人情報保護評価に関する規則、特定個人情報保護評価指針、千葉市個人情報保護条例等の規定に照らし、慎重に調査審議した結果、現段階における評価としては妥当なものと認められる。

なお、市としては、千葉県国民健康保険団体連合会において番号法等の関係法令が遵守されるよう、同連合会と締結する契約書の内容を十分に吟味し、積極的な検査の実施等を通じて個人情報の取扱状況等を注視していくなど、引き続き個人情報の安全性の確保及び改善に努められたい。